

農地賃借料情報

農地法の一部を改正する法律の施行（平成21年12月15日）により、標準小作料制度が廃止され、新たに農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行うこととなりました。（農地法第52条）

この賃借料情報は賃借料の参考として提供するものです。賃借料は対象農地の状況等に合せて、当事者同士で協議のうえ設定してください。

積丹町において平成26年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下となっております。

平成27年 1月30日

積丹町農業委員会

区分	平均額（円）	最高額（円）	最低額（円）	データ数
普通畑・牧草畑	1,025	1,234	1,000	19

※上記賃借料水準については、町内の賃借料全データから特殊な取引（親類間での取引や地域内平均よりも低額あるいは高額な取引等）を除き、平均額、最高額、最低額を求めています。

※信頼性を高めるため、必要データ数は5件以上と決められており、普通畑は必要データ数を満たさなかったため、普通畑・牧草畑を一区分として算出しております。

※詳しくは、[積丹町農業委員会事務局](#)へお問い合わせください。